

《定年年齢引上げ制度の概要》

1. 定年の段階的引上げ

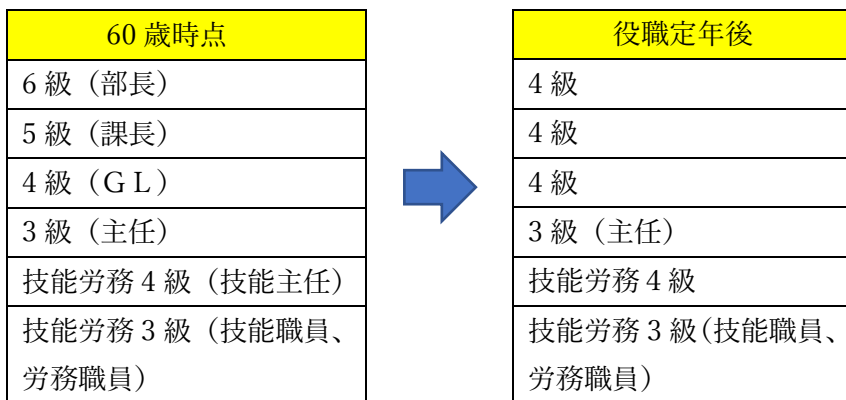
令和5年度から2年ごとに1歳ずつ引き上げ、令和14年度に65歳とする。

地方公務員の定年引上げのイメージ (R5(2023年).4.1改正法施行・65歳まで2年に1歳引上げ)

生年月日 (西暦)	定年退職日	定年年齢(年度末)	年金支給開始年齢	定年後の無年金期間	定年年齢															
					R3年度(2021)	R4年度(2022)	R5年度(2023)	R6年度(2024)	R7年度(2025)	R8年度(2026)	R9年度(2027)	R10年度(2028)	R11年度(2029)	R12年度(2030)	R13年度(2031)	R14年度(2032)				
					60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳										
S32.4.2 ~ S33.4.1 (1957)	H30.3.31 (H29年度末)	60歳	63歳	3年	再任 64歳	再任 65歳														
S33.4.2 ~ S34.4.1 (1958)	H31.3.31 (H30年度末)				再任 63歳	再任 64歳	暫再任 65歳													
S34.4.2 ~ S35.4.1 (1959)	R2.3.31 (R1年度末)				再任 62歳	再任 63歳	暫再任 64歳	暫再任 65歳												
S35.4.2 ~ S36.4.1 (1960)	R3.3.31 (R2年度末)				再任 61歳	再任 62歳	暫再任 63歳	暫再任 64歳	暫再任 65歳											
S36.4.2 ~ S37.4.1 (1961)	R4.3.31 (R3年度末)				60歳 定年退職	再任 61歳	暫再任 62歳	暫再任 63歳	暫再任 64歳	暫再任 65歳										
S37.4.2 ~ S38.4.1 (1962)	R5.3.31 (R4年度末)				59歳	60歳 定年退職	暫再任 61歳	暫再任 62歳	暫再任 63歳	暫再任 64歳	暫再任 65歳									
S38.4.2 ~ S39.4.1 (1963)	R7.3.31 (R6年度末)				61歳	58歳	59歳	60歳	61歳 定年退職	暫再任 62歳	暫再任 63歳	暫再任 64歳	暫再任 65歳							
S39.4.2 ~ S40.4.1 (1964)	R9.3.31 (R8年度末)				62歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	暫再任 63歳	暫再任 64歳	暫再任 65歳						
S40.4.2 ~ S41.4.1 (1965)	R11.3.31 (R10年度末)				63歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年退職	暫再任 64歳	暫再任 65歳					
S41.4.2 ~ S42.4.1 (1966)	R13.3.31 (R12年度末)				64歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退職	暫再任 65歳				
S42.4.2 ~ S43.4.1 (1967)	R15.3.31 (R14年度末)	65歳	なし	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職					

2. 役職定年制 (管理監督職勤務上限年齢制)

(1) 管理監督職として勤務できる上限の年齢を原則 60歳と定め、非管理監督職の最上位の職位(4級)に降任する。



(2) 特例任用：管理監督職勤務上限年齢に達した後も、公務の運営に著しい支障が生ずる場合は、引き続き管理監督職に任用することができるが、特例任用の適用は、原則、理事職とする。ただし、任期は最長2年とする。

3. 再任用制度

(1) 定年前再任用短時間勤務制

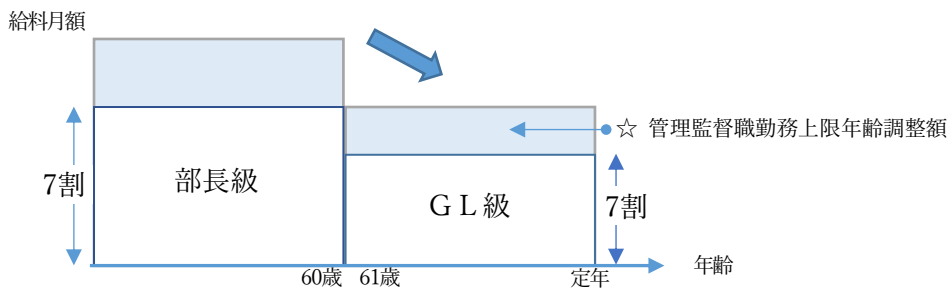
60歳に到達した以後、延長後の定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用（任期は定年退職日相当日まで）することができる。

(2) 暫定再任用制度

定年の段階的引上げ期間中、定年退職した職員が65歳に達する年度末までの間、現行の再任用制度と同様に採用することができる。

4. 給与

給与の水準を7割とするが、当分の間、降任される前の給料月額を7割と、降任後の給料月額の7割の差を管理監督職勤務上限年齢調整額として加算する。



5. 退職手当

給料月額が減額（7割水準）となっても、退職手当の基本額は、減額前の給料月額を基礎に計算する。

（ピーク時特例）

6. 勤務形態のイメージ

59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
情報提供 意思確認	常勤職員	継続	常勤職員（給料月額は7割） ※管理監督職は他の職へ降任				
		退職	定年前再任用短時間勤務職員 ※定年引上げ期間中、定年後は暫定再任用職員				

7. 情報提供・意思確認制度

当分の間、職員が59歳に達する年度に、60歳以後の任用、給与等の情報を提供するとともに、勤務の意思を確認するよう努める。